

お知らせ

国民年金保険料の控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、納付された全額が社会保険料控除の対象になり、年末調整や確定申告の際に1年間の納付額を申告することにより税の控除が受けられます。

このため社会保険庁から、納付された国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金)控除証明書」が送付されます。

送付時期は、本年1月1日



身近な相談機関として市町村でも相談・調査・指導等を実施します。

ひとりで悩まないで一緒に考えましょう。

◆相談窓口／

・周防大島町役場 福祉課

☎ 77-5505

・子育て支援センターたちばな

☎ 77-5505

・子育て支援センターおおしま

☎ 74-1011

・健康増進課および橘保健センター

☎ 77-5504

・大島保健センター

☎ 74-1011

・久賀保健センター

☎ 79-1006

・東和保健センター

☎ 78-2202

から10月2日までに保険料を納付された方は11月上旬に、年の途中から国民年金に加入された場合などで、10月3日以降に本年初めて保険料を納付された方については、2月上旬に送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際は、この控除証明書や領収証書を必ず添付してください。

■問い合わせ／

岩国社会保険事務所

☎ 0827(24)2222

山口県立周防大島高等学校

学校説明会

来春、山口県立安下庄高等学校と久賀高等学校が統合さ

れ、「山口県立周防大島高等学校」が開校されます。

これにともない、中学3年生およびその保護者の方々が対象とした入学者選抜および学校の概要に関する説明会を実施しますので、多数参加いただきますようご案内します。

なお、当日、周防大島高校の制服も展示する予定です。

■日時／11月19日(日)

午後1時から(約1時間)

■場所／橘総合センター

☎ 77-0100

■問い合わせ／

安下庄高等学校

☎ 77-1048

金谷(かなや)まで

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金等について

■特別遺族給付金の請求について

特別遺族給付金は、石綿救済法により平成13年3月26日以前に石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方を支給の対象としています。

年金として支給される特別遺族給付金(特別遺族年金)は、請求があった日の属する月の翌月分からの支給になりますので請求が遅くなると受給総額が減少することとなります。また、特別遺族給付金は、法施行日から3年を経過した平成21年3月27日以降はその請求ができなくなります。さらに、特別遺族給付金の支給決定に係る調査では、エックス線フィルムやカルテといった医学的資料に基づき、石綿ばく露と当該疾病との因果関係を判断することがありますが、これらの医学的資料は法令により保存期間が定められているため、期間を経過した場合は医療機関に医学的資料が保管されていないことも想定されますので、早めに請求されることをお勧めします。

■労災保険給付の請求について

平成13年3月27日以降に、業務による石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されます。

なお、遺族補償給付を受ける権利は、時効により労働者が死亡した日の翌日から起算して5年で消滅します。時効完成後は、遺族補償給付も特別遺族給付金も受給できなくなりますので、お心当たりのある方は早急にご相談ください。

■各種制度のお問い合わせ

山口労働局 ☎ 083(995)0360